

平成 22 年度の国民年金保険料について

- とあるおそば屋さんを営む夫婦とお店に来ていたお客さん（社会保険労務士）の会話です。



お母さん

今年の4月から、国民年金の保険料がひと月 15,100 円になったらしいわよ。去年から 440 円も上がったなんて、何かの間違いじゃないかしら。



お父さん

たしか、年を追うごとに徐々に保険料を上げていくことが平成 16 年に決まったはずだが、そのせいかな？



お客さん

よくご存じですね。

平成 16 年に法律が変わり、国民年金保険料は、毎年 280 円ずつ引き上がり、平成 22 年度はひと月 14,980 円となっています。



だったら、やっぱり 14,980 円じゃないの？



これは平成 16 年当時の価格です。この価格は、その後の物価や賃金の変動に基づいて現在の価値に換算することとなっていますので、今年度はひと月 15,100 円となったのです。

※ 平成 22 年度の国民年金保険料は、平成 16 年から平成 19 年までの賃金変動（0.6%下落）と、平成 20 年の物価変動率（1.4%上昇）を考慮して決めた率（1.008）を 14,980 円に乘じることにより、15,100 円となりました。



なぜ、物価や賃金を基に現在の価値に換算する必要があるのかしら？



公的年金は、お年寄りの生活を保障するものだから、物価の上がり下がりに応じて年金額も上がり下がりするようになっているんだ。

その年金を支払うために我々が納めているのが保険料だから、こちら物価の動きにあわせて現在の価値に換算しなければならないのだな。

※ 実際には、物価だけではなく世の中の平均賃金の変動も考慮しています。



確か、昨年（平成 21 年）の物価は下がったはずだけど・・・。



平成 21 年の物価（全国消費者物価指数）は確かに 1.4% 下落しましたが、保険料は前もって納める方もいるから、平成 21 年の物価指数が発表される前に決めておく必要があるんですよ。

ですので、保険料額の決定には、もう 1 年前（平成 20 年）の物価変動率を使っています。



昨年の物価が下がった分はいつ反映されるのかしら？



1.4% 下落した平成 21 年の物価の影響は、平成 23 年度の保険料に反映されることとなりますので、来年 4 月からの保険料は予定よりも低くなるはずですよ。



そういう仕組みだったの。しっかり納めて老後の安心を守らなきゃ。はいお待ちどうさま。

